

株主の皆様へ

第30期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 (法令および定款に基づくみなし提供事項)

第30期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令および定款第15条の規定に基づき、平成22年6月7日(月)からインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.ussnet.co.jp>)に掲載することにより、「第30期定時株主総会招集ご通知」から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

I. 事業報告に表示すべき事項

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 1頁
2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 4頁

II. 連結計算書類の連結注記表 23頁

III. 計算書類の個別注記表 31頁

株式会社 ユー・エス・エス

I. 事業報告に表示すべき事項

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① U S S グループは、取締役および使用人の企業倫理意識等の向上および法令遵守のため「U S S 行動指針」を含むコンプライアンス・マニュアルを定め、これを徹底するための社内研修等を実施し、具現化を図る。
- ② U S S グループの取締役および使用人への企業倫理意識等の浸透を図るため、これを推進する機関として「リスク・情報管理委員会」を設置したほか、法令遵守に反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルプライン」を活用する。
- ③ 取締役会の意思決定過程の適正性を確保し、経営の監督機能を強化するため、社外取締役および社外監査役を任用するほか、弁護士等外部専門家を活用する。
- ④ 財務報告の適正性を確保するため、本社集中会計制度を採用、U S S グループの財務情報等を集中的に管理し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、U S S グループの社内規程等に従い、適正に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ② 取締役の職務分掌、情報の種類等により責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し保管する。特に、電磁的情報については、アクセス権限、セキュリティ対応、バック・アップ体制等、情報管理統制を強化する。
- ③ 顧客情報、個人情報、インサイダー情報等法令上一定の管理が求められる情報については、取締役および使用人に対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- ④ 各事業所・子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、U S S グループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役に報告され検討される社内体制を確立し、開示すべき会社情報が開示規則に従い適時、適正に開示される体制を構築し運用する。
- ⑤ 内部監査室は、リスク・情報管理規程および職務分掌に従った管理がなされているか否かをモニタリングし、その状況を担当取締役および監査役（会）に報告するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク・情報管理委員会を設置し、想定しうる経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害等に係るリスクの発生頻度および発生した場合の大きさの分析、重大なリスクに関する回避または抑制策の検討、発生した場合の指示命令・行動基準等U S Sグループ全体のリスク管理体制の構築を図る。
- ② リスクは、(i) 事業経営上のリスク、(ii) 日常的業務プロセスのリスク、(iii) クライシス・リスクに大別し、リスク回避と業務の効率化を図る。なお、クライシス・リスクについては、危機管理委員会を設置し対応する。
- ③ 会社が把握し認識している事業経営上のリスクについては、リスク情報として有価証券報告書、決算短信等においてステークホルダーに開示するとともに、取締役会決議等重要な意思決定において十分に斟酌する。
- ④ 各事業所・子会社の「リスク・情報管理責任者」は、必要な情報を迅速かつ適確に本社統括本部またはリスク・情報管理委員会に通報するものとし、内部監査室および監査役は監査の一環としてリスク管理体制をモニタリングするものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期計画、年次予算等のU S Sグループ全体の目標については、使用人を含め目標の浸透を図り、各事業所・子会社が具体的な施策を策定し、目標達成に向け実行する体制を構築する。
- ② 本社統括本部において各事業所・子会社の月次実績を一元管理し、毎月開催される取締役会に報告し、予算・実績対比することにより、各事業所・子会社における効率性、目標達成に対する阻害要因を分析し、実効性ある対策を講ずる。
- ③ 取締役会の諮問機関である戦略委員会において、重要事項について多角的かつ深度ある検討を行い、有効的な業務執行体制の構築を図る。
- ④ 事業規模拡大に対応し、職務執行に携る取締役、執行役員または現場責任者の職務権限、職務分掌を明確化し効率的かつ実効性ある業務運営体制を構築する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務の執行における効率性の過度の追求についてもモニタリングを行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 本社統括本部財務部では各事業所・子会社それぞれに担当者を配し、月次財務報告を中心に一元管理と指導を行っている。また、総務・人事については同じく本社統括本部総務部および管理部が、オークション事業については本社オークション運営本部が、情報処理業務については本社システム本部が、オークション事業以外の子会社運営については担当取締役を定め、連携して適正な業務運営の遂行のため管理・指導を行う。
- ② リスク・情報管理委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルをU S Sグループの全使用人に配布するとともに研修を通じて周知徹底を図るほか、外部独立機関を利用した内部通報制度「U S S企業倫理ヘルプライン」によるコンプライアンス意識の浸透を図る。

- ③ 各事業所・子会社におけるコンプライアンスについては、U S S グループの事業規模拡大に対応して効率性を確保しつつコンプライアンス体制の充実を図る。(i) 就業規則、経理規程その他業務管理規程文書だけでなく (ii) 業務処理の多くが依存している情報処理システムにおける情報処理統制を含めた内部統制システムの継続的整備を図る。
- ④ モニタリング体制としては、各事業所・子会社における自主監査報告書の活用やリスク・情報管理委員会の活動のほか、内部監査室および監査役の監査により実効性を確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の全てを連結対象とする基本方針のもと、各子会社の自主性を尊重しつつ、U S S グループの一員として企業理念やコンプライアンス意識の共有、労務、人事、経理、資金管理等業務運営の共通化を図る。
- ② 当社の経営方針、経営戦略等と各子会社の方針等との整合性を確保し、各子会社の健全な成長、発展に資するため当社に担当取締役を定め必要な支援と調整を図る。
- ③ 各子会社別に予算管理と月次業績報告により、適切な対策について協議、指導を行うほか、連結子会社を包含する内部統制システムの構築を図る。
- ④ 監査役は、内部監査室および会計監査人と連携し、必要と認めたときは助言、勧告を行う。

(7) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① (1)から(6)および(10)のそれぞれの箇所に記載のとおり、連結子会社を含めたU S S グループ全体の内部統制の構築と運用を図る。
- ② 「財務報告の信頼性」という目的だけに限らず、内部統制の他の目的(「業務の有効性・効率性」、 「業務活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」)にも配慮するものとする。
- ③ 「決算・財務報告プロセスに係る内部統制」は、財務報告に直結し、重要な影響を与えるプロセスであるため、連結子会社についてもグループ共通の統制となるよう構築する。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、必要な監査役スタッフを選任し、監査役業務の補助をさせるものとする。

(9) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。
- ② 専任監査役スタッフを置く場合には、その者に対する発令・異動・考課・懲戒については、事前に監査役(会)の同意を得るものとする。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社は、各事業所・子会社の財務・経理・総務・人事にわたり本社統括本部（財務部、総務部および管理部）において一元管理を行う体制を採用しており、U S S グループの重要情報は全て本社統括本部で掌握され、監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ② 内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルプライン」を設置し、本社統括本部を通じて監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ③ 上記①、②の仕組みが円滑かつ効果的に運用される体制を強化する。

(11) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会で定めた「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従い監査を実行するほか、取締役会その他重要会議に出席し、意見を述べる。
- ② 監査役の職務分担を明確にし、効率化を図るとともに監査役会で意思統一を図る。
- ③ 代表取締役、内部監査室および会計監査人と定期的意見交換を行う。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、当社は資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称していいます。以下同じとします。）に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、①買付者による買付行為の目的等からみて、買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白なものの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④当該買付行為に対する賛否の意見または当該買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」と総称します。）を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該買付者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様のための利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

当社は、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上をこのようにして図ることを妨げる態様で当社が発行者である株券等（下記(3)②アに定義され、「当社株券等」といいます。以下同じとします。）についての大規模な買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社子会社（以下「U S Sグループ」といいます。）の事業は、会員制オートオークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オートオークション事業におきましては、全国17か所に現車オークション会場を展開し、会員企業数はU S Sグループ全体で44,317社（平成22年3月31日現在）、年間出品台数232万7,515台（平成22年3月期）、市場シェア33.8%（平成21年暦年実績）と業界トップの地位を確保しております。

① わが国の中古自動車流通市場について

わが国の中古自動車流通は、消費者の皆様が、自動車の買い換えを行う際に、所有している自動車を自動車ディーラーや中古車買取専門店等に売却し、新しい自動車を購入することが一般的な商習慣となっております。

そのように売却された自動車は、U S Sグループを含めて、全国に約130あるオークション会場に出品され、取引されることが主流となっております。

したがって、オートオークションは、株式市場における金融商品取引所と同様、中古自動車流通における商品取引所としての社会的インフラの役割を担っております。

② オートオークション業界におけるU S Sグループの役割

中古自動車流通市場の中でU S Sグループが、オートオークション業界のリーディングカンパニーとして、中古車取扱業者である会員企業から絶大な支持と信頼をいただいているのは、昭和55年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、いち早くコンピューターを使った競売システムを導入し、他社に先駆け、全国主要都市にオークション会場を展開するといった施策を的確かつスピーディーに行った結果であります。

また、インターネットや衛星TVシステムを利用し、オークション会場に出向かなくても、U S Sグループ17会場および業務提携契約を締結しているオークション会場から落札できるシステムを開発したことで、会員企業の飛躍的な利便性の向上を実現しており、U S Sグループはさらなる利益の成長を実現してまいります。

③ 中期経営目標による企業価値向上への取組み

中長期的には、わが国の自動車需要が成熟期を迎える中で、中古自動車流通における社会的インフラの役割を担いながら、資本市場に公開された株式会社として当社株主の皆様の利益を増大させていくには、さらなる市場シェアの獲得が重要であると考えております。

U S Sグループは、オートオークション市場における中期的な市場シェアの目標を40%とし、全国17か所で運営するオークション会場の利便性向上のために、さらなる設備投資を実施するほか、新規会員

の獲得に向けた営業活動等オートオークション事業へ重点的に経営資源を投入してまいります。また、U S Sグループは、オートオークション事業を中核として、中古自動車等買取販売事業やリサイクル事業を展開しておりますが、経営方針である「中古車流通業界をリードする総合企業」となるべく、M&Aを含めてあらゆる成長の機会を迅速に捉え、成長のスピードを加速してまいります。

また、資本効率を重視した経営も標榜し、自己資本当期純利益率（ROE）を重要な経営指標として捉え、中期的に15%を上回ることを目指しております。

④ コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、経営理念である「公正な市場の創造」と「会員との共生」を具現化することで、U S Sグループ全体の持続的な企業価値向上を図っていくため、コーポレートガバナンスの強化を経営上の重要課題と位置づけ、経営の透明性と公正性の向上と迅速な意思決定の追求に努めております。

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任を一層明確化するため、平成18年6月28日に開催した第26期定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、経営の透明性と公正性を確保するため、社外取締役4名を選任し、現在に至っております。

⑤ 当社株式に関する取組み

当社は、平成11年9月に名古屋証券取引所第2部に、平成12年12月に東京証券取引所、名古屋証券取引所第1部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株数の変更等の措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成22年3月31日現在、当社の株主数は8,055名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の目的

当社は、平成21年6月24日開催の第29回定時株主総会において、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会（下記④に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的として、「当社株式大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決定いたしました。

② 本プランの内容

ア 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)から(c)のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (a) 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- (b) 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- (c) 上記(a)または(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、（i）同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに（ii）当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」と総称します。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本(b)において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣

府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、当該当社の特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記(c)所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、当該(c)の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(注11) なお、会社法、金融商品取引法その他の法律およびそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や法令等を実質的に継承する新しい法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

イ 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、法令等および本プランに定める手続を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面および当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。当社取締役会は、かかる買付説明書を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に提出いたします。

買付説明書には、法令等および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店・事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、買付説明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況および企図する大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から買付説明書が提出された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と

認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

ウ 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の(a)から(1)までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を、当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に（ただし、(1)については、当社取締役会が都度定める合理的な期間内に）提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供いたします。

なお、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会および独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、または代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）当社株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合は、合理的な期間の提出期限（当社取締役会が買付説明書を受領した日から60日以内（初日は算入されないものとします。）の一定の日とします。）を定め、当該定められた具体的な期間および合理的な期間を必要とする理由を当社株主の皆様に対して開示することにより、当社株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、当該意見に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の意見に従うものとします。

また、当社取締役会または独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して原則として適時適切に開示いたします。ただし、当社取締役会は、かかる判断および決定に当たって、当該意見に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の意見に従うものとします。

なお、本プランに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

(a) 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合に

- はその概要)、ならびに役員の氏名および略歴、過去における法令違反行為の有無(およびそれが存する場合にはその概要)等を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的・方法および内容(大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
 - (c) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。))を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無および意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
 - (d) 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯(算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーないしディスシナジーの額およびその算定根拠を含みます。)
 - (e) 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。)の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件および資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容ならびに関連する具体的取引の内容を含みます。)
 - (f) 大規模買付行為の完了後に意図するU S Sグループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等(大規模買付行為完了後における当社事業または資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)その他大規模買付行為完了後におけるU S Sグループの顧客、取引先、役員、従業員、事業所等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
 - (g) 大規模買付者が濫用的買収者(下記オに定義されます。以下同じとします。)に該当しないことを誓約する旨の書面
 - (h) 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性(なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
 - (i) 大規模買付行為完了後におけるU S Sグループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
 - (j) 大規模買付者およびそのグループの内部統制システムの具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況

- (k) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）およびこれらに対する対処方針
- (l) その他当社取締役または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適正な買付説明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に書面により大規模買付者に対して要求した情報
- エ 買付説明書の提出または大規模買付情報の提供がなされないまま大規模買付行為が開始もしくは実行された場合の手続
- 大規模買付者が当社代表取締役社長宛に買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始もしくは実行された場合、独立委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記シの内容によります。以下同じとします。）を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。
- オ 独立委員会による濫用的買収者該当性の検討
- 大規模買付者が本プランに定める手続を遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告いたします。
- もっとも、本プランに定める手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次の(a)から(i)までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情があると認められる者を総称していいます。以下同じとします。）に該当するか否かを検討いたします。
- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）、ないし当社株券等の取得目的が、主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (b) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (d) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合（注12）
- (e) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益に照らして不十分または不適切なものであると客観的か

つ合理的な根拠をもって判断される場合

- (f) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で当社株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）等に代表される当社株主の皆様の判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- (g) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (h) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ組織と関係有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (i) その他(a)から(h)に準ずる場合で、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(注12) 例えば、会社の資産を買付者の債務の担保とすることや、会社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として、濫用的買収者に該当すると判断しないものといたします。

カ 濫用的買収者であると判定された場合の手続

独立委員会は、大規模買付者が濫用的買収者に該当すると認めた場合で、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、取締役会評価期間（下記キに定義されます。以下同じとします。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は下記ケ(a) i に準じるものとします。

キ 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記(a)または(b)の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または独立委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間

の経過後にのみ開始または実行されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間

(b) (a)を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および当社株主の皆様との共同の利益の確保ないし向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉等を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉等を行うに当たっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記ケ記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会または独立委員会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社取締役会または独立委員会が取締役会評価期間を延長した場合、当社は、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

ク 取締役会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手続

独立委員会は、大規模買付者が取締役会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

ケ 独立委員会の勧告手続

(a) 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の i から iii までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

i 独立委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に当該違反が是正されず、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、独立委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社

取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（なお、独立委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとしします。）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。また、必要に応じて、勧告に至った独立委員会の議事の要旨について、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとしします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、かかる独立委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。また、必要に応じて、再勧告に至った独立委員会の議事の要旨について、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

ii 独立委員会による株主の意思確認の勧告

独立委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたU S Sグループの事業計画を含む買収提案等や、当社取締役会から提示されたU S Sグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合等にあつては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられます。従いまして、この場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様との意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。また、必要に応じて、勧告に至った独立委員会の議事の要旨について、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様との意思を確認すべきことを勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとしします。

かかる再勧告が行われた場合も、当社は、かかる独立委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。また、必要に応じて、再勧告に至った独立委員会の議事の要旨について、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

iii 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜、当社企業価値および当社株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止または発動の停止の勧告を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 i に準じるものとします。

(b) 当社取締役会による独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保ないし向上の観点から、企画されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとし、当該評価および検討の結果、独立委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本(b)において同じとします。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合等の特段の事情がある場合等、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の勧告に従うものとし、対抗措置の発動・不発動、対抗措置の発動の停止、発動した対抗措置の中止、または株主総会の招集等に関する必要な取締役会決議を行うものとしたします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の無償割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合等においては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

コ 株主の意思確認手続

独立委員会から上記ケ(a) ii に定める株主総会における当社株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとしたします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての当社株主の皆様方の意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の議決権の過半数を有する当社株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動いたします。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会から上記ケ(a) ii に定める株主総会における当社株主の皆様方の意思を確認すべき

旨の勧告がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されてはならないものとします。

サ 大規模買付情報の変更

当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断に当たっては、当該意見に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の意見に従うものとします。

シ 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置の一つとして、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、会社法その他の法令等および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙1）記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、（i）本プランに違反をした大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者（以下本シにおいて「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件または（ii）当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

③ 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成24年6月30日までとします。ただし、平成24年6月30日において、現に大規模買付行為を行っている者または当該行為を企図する者であって独立委員会において定める者が存在する場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

なお、当社は、当社定款第20条第1項において取締役の任期を、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めており、毎年の株主総会における取締役

選任に関する議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定ですので、毎年の定時株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能です。

本プランについては、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社取締役会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの実質的趣旨を損なわない範囲で、かつ、法令等もしくは金融商品取引所規則の改正もしくはこれらの解釈・運用の変更、または税制や裁判例等の変更により合理的に必要と認められる限度で、独立委員会の承認を得たうえで、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が、当社取締役会において決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。

④ 独立委員会について

当社は、本プランによる買収防衛策について、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の社外取締役の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置しています。

本プランにおける独立委員会の各委員の氏名および略歴は（別紙2）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。また、必要に応じて、勧告等に至った独立委員会の議事の要旨については、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

⑤ 株主および投資家の皆様への影響

ア 本プランの効力発生時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

イ 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者は除きます。）の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記②シの規定に従い会社法その他の法令等および当社の定款上認められる他の対抗措置を発動することが相当と判断された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありません。また、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記②ケに記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中

止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を全て無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様が、株価の変動により損害を被る可能性があり得ますので、この点を予めご承知おきください。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、適用ある法令等に基づき別途お知らせいたします。

(b) 本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は上記(a)の本新株予約権の行使に係る何らかの手続を執ることなく、当社が本新株予約権を取得し、当社株主の皆様は、例外事由該当者に該当する場合を除き、これと引換えに当社株式の交付を受けることとなります。

(4) 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

① 企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の確保・向上

本プランによる買収防衛策は、上記(3)①記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、大規模買付行為に応じるべきか否か当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を、当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的としているものです。

② 事前の開示

当社は、当社株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者の予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示しております。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、必要に応じて適時適切な開示を行います。

③ 株主意思の重視

当社は、平成21年6月24日に開催した第29期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更および継続の件」を付議し、本プランについての当社株主の皆様の承認を受けております。

④ 独立委員会の設置

当社取締役会は、上記(3)④記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等に関する取締役会決議をする場合には、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の勧告に従うものとしています。

⑤ 外部専門家の意見の取得

上記(3)②に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとされています。これにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

⑥ 取締役の選任を通じた当社株主の皆様の意思確認

上記(3)③記載のとおり、当社定款第20条第1項において、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと規定されているため、毎年の定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての当社株主の皆様のご意思が確認されることとなります。

⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(3)③記載のとおり、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役に より構成される取締役会によって、いつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(別紙1)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

ア 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

イ 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

ウ 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

エ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とする。

オ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

カ 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る。）。

キ 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が本プランに定める手続に違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

ク 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 当社の株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 当社独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

ケ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

(別紙2)

独立委員会委員の氏名および略歴

社外取締役 岡田英雄氏

昭和40年株式会社日本工業新聞社(現 株式会社日本工業新聞新社)入社、事業部長、事業局長を歴任され、平成9年取締役、平成14年常務取締役、平成17年顧問、平成21年イベントアドバイザー(現任)。平成18年6月から当社社外取締役に就任いただいております。

岡田英雄氏につきましては、元経営者としての豊富な経験と経済産業専門紙の発刊に携わっていた幅広い見識を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役の就任をお願いしております。

社外取締役 林 勇氏

平成12年大阪産業大学経営学部助教授、平成16年同大学経営学部教授に就任。大阪産業大学では、商法および会社法を専門に教鞭をとっておられます。平成18年6月から当社社外取締役に就任いただいております。

林 勇氏につきましては、法律学者としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役の就任をお願いしております。

社外取締役 真殿 達氏

昭和46年日本輸出入銀行(現 国際協力銀行)入行、プロジェクトファイナンス部長、国際審査部長、審議役を歴任され、平成14年に退行。同年、麗澤大学国際経済学部(現経済学部)教授に就任するとともに、株式会社アイジックを設立され、企業コンサルティングを手掛けておられます。平成18年6月から当社社外取締役に就任いただいております。

国際協力銀行在行中には、米国のベクテル、ディロン・リードの客員コンサルタントや東京農工大学、東京大学、国際基督教大学でプロジェクトファイナンスの客員教授や非常勤講師を務められました。

また、ウクライナ経済再建のための技術支援(ウクライナ輸出入銀行改革支援)における功績に対して平成11年にウクライナ政府より日本人として初めて勲章を受章し、平成13年には日本ウクライナ国交樹立10周年にあたり、両国関係に最も寄与した日本人としてウクライナ政府より表彰を受けられました。

真殿 達氏につきましては、経済学者としての高い見識や国際協力銀行 元審議役としての幅広い経験を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役の就任をお願いしております。

社外取締役 佐藤浩史氏

昭和63年司法試験合格、平成3年名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)登録、平成7年に佐藤浩史法律事務所を開設されました。平成18年6月から当社社外取締役に就任いただいております。

佐藤浩史氏につきましては、弁護士としての専門的見地に加え、経営に関する高い見識を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役の就任をお願いしております。

以上

II. 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 16社

子会社についてはすべて連結しており、「第30期 定時株主総会招集ご通知」の「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な親会社および子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」(7頁)に記載しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社はありません。

② 持分法を適用していない関連会社数 2社

株式会社インフォキャリア、UG Powers株式会社であります。

この2社は、事業における影響および金額的重要性が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

ア 有価証券の評価基準および評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ただし、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

移動平均法に基づく原価法

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、車両については個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、リサイクル事業の部品等については売価還元原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

 時価のないもの

イ たな卸資産の評価基準および評価方法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- | | |
|------------------------------|--|
| 有形固定資産および投資不動産
(リース資産を除く) | 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 |
| 無形固定資産(ソフトウェア) | 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
- ③ 重要な引当金の計上基準
- | | |
|-----------------|--|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。 |
| 一般債権 | 貸倒実績率法 |
| 貸倒懸念債権および破産更生債権 | 財務内容評価法 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 |
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- | | |
|-----------|----------------|
| 消費税等の処理方法 | 税抜方式を採用しております。 |
|-----------|----------------|
- (5) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
- (6) のれんの償却に関する事項
のれんは、5年間で均等償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品及び製品	510,234千円
仕掛品	6,133千円
原材料及び貯蔵品	325,473千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

35,288,573千円

投資不動産の減価償却累計額

35,085千円

(3) 保証債務

衛星TV会員（6社）のリース債務8,730千円に対して、保証を行っております。

(4) 土地の再評価

当社および一部の連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」または「再評価に係る繰延税金負債」として、それぞれ資産の部または負債の部に計上し、これらを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

（ただし、株式会社U S S 東洋は平成13年3月31日）

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,558,876千円

(5) 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額は、機械装置及び運搬具300千円、器具及び備品5,000千円、土地150,000千円であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	32,695,982株	一株	一株	32,695,982株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

ア 平成21年6月24日開催の第29期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,523,699千円
・1株当たり配当額	82円50銭
・基準日	平成21年3月31日
・効力発生日	平成21年6月25日

イ 平成21年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,217,796千円
・1株当たり配当額	72円50銭
・基準日	平成21年9月30日
・効力発生日	平成21年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

・配当金の総額	2,842,033千円
・1株当たり配当額	95円50銭
・基準日	平成22年3月31日
・効力発生日	平成22年6月30日
・配当の原資	利益剰余金

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
目的となる株式の種類および数	普通株式 7,140株	普通株式 8,380株	普通株式 14,520株
付 与 日	平成19年9月14日	平成20年7月10日	平成21年7月9日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については余資の範囲内で行い、安全性の高い金融資産で運用しております。また、設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達します。デリバティブは資金調達または運用における金利変動等のリスクを回避することを目的とするものに限定し、投機的な取引は行いません。

投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

当社はデリバティブを組み込んだ複合金融商品を保有しております。デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、株式相場が著しく下落した場合など一定の金額を下回った場合の相場変動リスクに晒されております。金融商品に係るリスク管理体制は、取締役会の承認の下で統括本部財務部が管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（（注2）参照）および重要性が乏しいものについては、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	29,681,673	29,681,673	—
② 投資有価証券			
その他有価証券	966,914	971,297	4,383
資産計	30,648,587	30,652,970	4,383

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については公表されている基準価格によっております。

当連結会計年度における売却額は91,879千円であり、売却損の合計額は21,531千円であります。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	33,606	51,665	18,059
	(2) 債券			
	① 国債・地方債	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	263,058	345,648	82,589
	小計	296,664	397,313	100,648
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	600,000	522,050	△ 77,950
	(3) その他	48,639	47,550	△ 1,088
	小計	648,639	569,600	△ 79,038
	合計	945,303	966,914	21,610

- (注) 1. 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。
 2. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、減損処理を行ったものはありません。
 3. 当連結会計年度において、保有目的が変更になった有価証券はありません。
 4. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの「債券（その他）」は、複合金融商品を含んでおり、その評価差額252,450千円を営業外収益に計上しております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
 当社はデリバティブを組み込んだ複合金融商品を利用しており、「② 投資有価証券 その他有価証券」に含めております。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの
 該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券は次のとおりであり、「② 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	279,372

(注) 当連結会計年度において、非上場株式について168,109千円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現金及び預金	29,681,673	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	600,000	—	—
合計	29,681,673	600,000	—	—

(追加情報)

当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,970円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	418円85銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 計算書類の個別注記表

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法に基づく原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ただし、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

移動平均法に基づく原価法

時価のないもの

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商品

貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、車両については個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

移動平均法に基づく原価法

ただし、車両については個別法に基づく原価法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

（リース資産を除く）

無形固定資産（ソフトウェア）

リース資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権

貸倒懸念債権および破産更生債権

賞与引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

貸倒実績率法

財務内容評価法

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,022,579千円
投資不動産の減価償却累計額 10,924,886千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 3,673,825千円
長期金銭債権 276,771千円
短期金銭債務 716,929千円
- (3) 保証債務
衛星TV会員（6社）のリース債務8,730千円に対して保証を行っております。
- (4) 土地の再評価
第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金資産」を投資その他の資産に、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額は△3,180,997千円であります。
- (5) 国庫補助金等
国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額は、車両運搬具100千円、器具及び備品2,468千円、投資不動産（土地）150,000千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	794,752千円
営業費用	2,070,097千円
営業取引以外の取引高	8,907,484千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	前事業年度末の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,105,687株	830,787株	一株	2,936,474株

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は次の通りであります。

市場買付けによる増加	830,770株
単元未満株式の買取りによる増加	17株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生のおもな原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産

① 賞与引当金損金算入限度超過額	67,620千円
② 未払事業税否認	240,738千円
③ 未払金否認	34,012千円
④ その他	<u>743千円</u>
繰延税金資産合計	343,115千円
繰延税金負債との相殺	<u>－千円</u>
繰延税金資産の純額	343,115千円

固定資産

繰延税金資産

① 役員退職慰労金否認	218,452千円
② 建物等有姿除却損否認	83,044千円
③ 少額減価償却資産償却限度超過額	9,001千円
④ 減価償却資産償却限度超過額	27,547千円
⑤ 投資有価証券評価損否認	234,910千円
⑥ 子会社株式評価損否認	122,945千円
⑦ その他	<u>19,498千円</u>
繰延税金資産合計	715,400千円
繰延税金負債との相殺	<u>△40,029千円</u>
繰延税金資産の純額	675,370千円

固定負債

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>40,029千円</u>
繰延税金負債合計	40,029千円
繰延税金資産との相殺	<u>△40,029千円</u>
繰延税金負債の純額	－千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	1,888,854千円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	1,888,854千円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	－千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員および個人主要株主等

種 類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金 または 出資 (千円)	業 務 の 容 容 は 業 内 主 要 な 職 業	議 決 権 等 の 所 有 割 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
	当社代表取締役服部太が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 服部 モーターズ	愛知県 東海市	50,000	自動車販売業	(被所有) 2.4%	オークション取引 オークション 関連取引	72,009	オークション借勘定	2,537
	当社代表取締役服部太の近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 華運	愛知県 名古屋市中村区	10,000	不動産賃貸業	—	土地・建物賃借 不動産賃貸借 取引	38,461	前払費用 その他の投資その他の 資産	3,715 7,811
	当社代表取締役服部太の近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 グリーンシティ	愛知県 東海市	6,000	自動車販売業 保険代理業	—	保険代理店 保険代理店取引	74,844	前払費用 長期前払費用	15,700 20,836
	当社代表取締役安藤之弘が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 昭和	愛知県 名古屋市緑区	10,000	自動車販売業	—	オークション取引 オークション 関連取引	13,116	オークション借勘定	731
	当社代表取締役田村文彦が議決権の過半数を所有している会社	メトロ商事 有限公司	福岡県 福岡市博多区	3,000	自動車販売業	—	オークション取引 オークション 関連取引	8,364	オークション貸勘定	1,444
	当社取締役増田元廣が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 マスダオート	埼玉県 三郷市	10,000	自動車販売業	(被所有) 0.0%	オークション取引 オークション 関連取引	64,872	オークション借勘定	9,172
	当社取締役合野栄治が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 オートマックス 買取サービス	福岡県 福岡市博多区	5,000	自動車販売業	—	オークション取引 オークション 関連取引	68,928	オークション借勘定 預り保証金	11,781 100
	当社取締役合野栄治が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 博多流通	福岡県 福岡市博多区	5,000	自動車販売業	—	オークション取引 オークション 関連取引	61,531	オークション借勘定	2,930
	当社取締役三島敏雄が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 メトコス	福岡県 粕屋郡	13,500	自動車販売業	—	オークション取引 オークション 関連取引	74,465	オークション借勘定 預り保証金	8,779 100

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方式

- (1) オークション関連取引については、当社オートオークション規則により、一般会員と同様の取引条件によっております。
 - (2) 不動産賃貸借取引については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
 - (3) 保険代理店取引については、一般的な保険取引と同一の条件によっております。
2. 取引の内容欄における「オークション関連取引」については、出品手数料、成約手数料、落札手数料およびその他のオークション関連取引を記載しております。
3. 取引金額欄には消費税等を含んでおりません。期末残高欄には消費税等を含んでおります。

(2) 子会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金は 出資 (千円)	事業の 内容は 業 内 主 要 な 業 務	議決権等 の 所 有 率 (%)	関 連 当 事 者 の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ユー・エス物流	愛知県 東海市	30,000	貨物自動 車運送	所有 直接 100%	業務委託	業務委託取引	1,122,395	未払金	115,696
子会社	株式会社 U S Sサポートサー ビス	愛知県 東海市	45,000	金融サー ビス業	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	2,200,000 24,651	短期貸付金	1,900,000

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方式

1. 株式会社ユー・エス物流への業務委託取引については、一般的な取引と同一の条件によっております。
2. 株式会社U S Sサポートサービスへの貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間を1年としています。なお、担保の設定はしておりません。
3. 取引金額欄には消費税等を含んでおりません。期末残高欄には消費税等を含んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,651円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 517円69銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。